

第 34 回 レクシア知財セミナー（名古屋）

意匠法・商標法 改正セミナー

(1) ハーグ協定&これからの外国意匠出願戦略

(2) 新商標&これからのブランド保護戦略

2015 年 2 月 17 日（火）13:30～16:45（13:00 受付開始） TKP 名古屋駅前カンファレンスセンター
 講師：弁理士 松井 宏記（レクシア特許法律事務所）

本年春、いよいよ、改正意匠法と改正商標法が施行されます。意匠法改正では、日本がハーグ協定ジュネーブ条約に加盟することにより、我々はハーグ協定による意匠の国際登録出願を行うことができるようになります。ハーグ協定では、すでにヨーロッパ連合及び韓国を指定することができますが、今後、日本企業が多く出願を行うアメリカ、中国においても発効する可能性があり、外国意匠出願を行うに際しては、日本の自国指定を含めたハーグルートへの検討が必須になると思われ、これからの外国意匠出願戦略を練り直す必要があります。

また、商標法改正では、音、色彩、位置、動き、ホログラムといった新しい商標が導入されます。従来の文字や図形以外に、需要者の認識の中でブランドとして育てているもの、育てていくものを保護していくブランド保護戦略が求められています。特に、商品パッケージや商品形態を意匠の他にも商標で保護していく選択肢が増えたと言えるため、これからのブランド保護戦略を練り直す必要があります。

そこで、今回のレクシア知財セミナーでは、改正意匠法（ハーグ協定含む）と改正商標法の内容について概要を説明した上で、実務的な利用方法について提案させていただきます。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

セミナーのお申込みについて

【開催日・申込締切日】

2015 年 2 月 17 日（火） / 2015 年 2 月 10 日（火）申込締切

【セミナー申込方法】

別紙下段の申込書に必要事項をご記入の上、レクシア特許法律事務所宛に FAX にてご返信ください。

弊所の受信に代えて受付完了といたします。

参加者欄が足りない場合は、適宜別紙にご記入のうえあわせてお送りください。なお、1社あたりの参加者の限定数はございません。但し、定員超過にいたった際は、大変恐縮ながら締切日を待たずにお断りする場合がございますことを予めご了承ください。

【会場案内】

セミナー会場：TKP 名古屋駅前カンファレンスセンター 5 階会議室 5A（定員 60 名）

【アクセス】

JR 名古屋駅、地下鉄名古屋駅 又は

名鉄名古屋駅から徒歩約 5 分

詳細は下記 URL をご参照下さい。

<http://www.kashikaigishitsu.net/search-rooms/access?id=91>

【参加料】 無料（企業の知財関係者対象）

【お問合せ】

レクシア特許法律事務所

TEL : 06-6448-7777 FAX : 06-6448-7766

〒530-0005 大阪市北区中之島 6-2-40

中之島インテス 21 階



意匠法・商標法 改正セミナー


- (1) ハーグ協定&これからの外国意匠出願戦略
 (2) 新商標&これからのブランド保護戦略

2015 年 2 月 17 日（火）13:30～16:45（13:00 受付開始） TKP 名古屋駅前カンファレンスセンター
 講師：弁理士 松井 宏記（レクシア特許法律事務所）

＜スケジュールとセミナー内容＞

13:00	受付開始（お名刺を頂戴致します）
13:30-15:00 (90 分)	(1) ハーグ協定&これからの外国意匠出願戦略 【内容】 ハーグ協定概要、日本意匠改正法、出願シミュレーション、料金比較、日本企業の取るべき意匠出願戦略の提案
15:00-15:15 (15 分)	休 憩
15:15-16:45 (90 分)	(2) 新商標&これからのブランド保護戦略 【内容】 新商標概要、審査基準概要、立体商標との関係、意匠との関係、商品パッケージ保護、商品形態保護

＜講師紹介＞

	<p>【特色・得意分野など】 意匠・商標の出願、審査対応、鑑定、侵害対応に精通している。日本国内のみならず、ヨーロッパ・アジア・アメリカ等での意匠及び商標の実務全般についても経験豊富。特に、デザイン思想を守るための戦略的意匠出願、及び、法的又は経営的ブランド戦略については、意匠と商標の両分野における高度な専門性を生かしたサービス提供が得意。</p> <p>【主要論文】 『欧州共同体商標の異議申立及び取消手続における「商標の正当な使用」』（知財管理 Vol. 63, No. 7） 『意匠の類否判断における各要素の検討-カラーコンタクトレンズ事件-』（知財管理 Vol. 63, No. 6） 『特許法 104 条の 3 の商標法における意義』（別冊特許 2010 年別冊第 2 号） 『共同体商標と共同体意匠の世界』（特許 2009 年 10 月号） 『不使用取消審判における「社会通念上同一の商標」』（共著 特許 2009 年 3 月号） 『意匠の類似～意匠法 24 条 2 項その後～』（関西特許情報センター振興会機関誌No.22（通巻第 68 号））</p> <p>【著書】 『共同体商標と共同体意匠の実務』 発明協会 2010 年</p>
レクシア特許法律事務所 代表パートナー・弁理士 松井宏記	

----- このまま FAX にてご返信ください -----

レクシア特許法律事務所 行き FAX：06-6448-7766

弊所の受信に代えて受付完了といたします。受信のお知らせはいたしません。

＜ 第 34 回 LEXIA 知財セミナー 参加申込書 ＞

貴社名		紹介者	《ご紹介を受けられた場合にのみご記入下さい》
住 所	〒		
T E L		F A X	
参加者	[氏名] [部署名・役職] [e-mail]	参加者	[氏名] [部署名・役職] [e-mail]